

経 済 産 業 省

20250310電委第2号

令和7年3月21日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等について（回答）

令和7年3月10日付け20250305資第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）附則第16条第1項に規定するみなし小売電気事業者の供給義務等に関し、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における同項に規定する特定規模需要の要件を、旧電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高压電線路又は高压電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要に改めること（以下「沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高压部門の料金規制等を解除すること」という。）及び、改める場合に、需要家保護の観点から必要と考えられる措置について、下記のとおり回答いたします。

記

沖縄電力株式会社の指定旧供給区域の高压部門の販売量ベースでの新電力シェアは、現時点で沖縄以外の供給区域と比較しても遜色ない水準である。また、沖縄電力株式会社は、令和2年7月に内外無差別の卸売等のコミットメントを表明するなど、その指定旧供給区域において、現時点で適正な卸取引環境が整備されている。こうした現状を踏まえれば、以下の点に留意しつつ、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高压部門の料金規制等を解除

することは差し支えないと考える。

料金規制等の解除後に、他の小売電気事業者の撤退やその他の事情によって市場環境が一時的に変化し、他の小売電気事業者等からの競争圧力が一定程度低下する可能性が否定しきれないことから、電力・ガス取引監視等委員会において、料金規制等の解除がされた後、3年間は、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施する。

また、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域においては、系統が他の地域から独立していることから広域融通の枠外であること、卸電力取引所を通じた電力取引も不可能であることなどから、卸取引における競争が働きにくい環境にあることを踏まえ、料金規制等の解除に当たっては、例えば、沖縄電力株式会社が既にコミットメントを表明している内外無差別な卸売に今後も積極的に取り組む意思があることを確認するなど、料金規制等の解除後も適正な卸取引環境が維持されると確認することが必要である。

以上